

令和7年7月8日

保護者の皆様へ

沖縄県立開邦高等学校長
(公印省略)

令和7年度奨学のための給付金(返還不要)の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税(道府県民税及び市町村民税)所得割額非課税世帯を
対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支
給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費(学校取扱金)に充てることが可能です。

記

1. 給付対象者：

①生活保護(生業扶助)受給世帯

②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯

③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

※ 家計急変での申請を希望する方は、家計急変用の申請書をお渡しするので、下記担当者へご連絡ください。

2. 提出書類：別添「リーフレット」参照

(様式は開邦高校 HP より取得するか、学校事務室へ貰いに来てください)

3. 提出期限：令和7年7月28日(月)

4. 提出先：開邦高校事務室

5. 留意事項

(1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。

(2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は令和7年7月1日現在を基準とします。

(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっています。該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

開邦高等学校事務室

受付時間 9:00~17:00

担当者 村吉・崎原

TEL: 98-889-1715

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去の高等学校等における学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 学校の「名称」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1～3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。

【保護者等の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①「対象となる高校生等本人に係る生業扶助を受給しています。」に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤並びに⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く。)
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合は、補助対象外となります。

令和7年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

令和7年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している。
- (2) 保護者等(親権者)の令和7年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、または生活保護受給世帯
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)。



※保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※一部前倒し給付を受けた場合は、一部前倒し給付金を差し引いた金額が支給額となります。

○提出書類

※鉛筆、消えるペン、修正液等の使用は不可です。

提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯
①(様式1)高校生等奨学のための給付金受給申請書(HP 掲載)	○	○
②親権者全員の令和7年度(所得)課税証明書(市役所で取得)		○
③(様式2)生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(HP 掲載) * 令和7年7月1日時点で生業扶助を受給している場合。 * 証明書の発行日が令和7年7月1日意向であり受給開始日の記載があること。	○	
④債権・債務者登録申出書(HP 掲載)	○	○
⑤振込先口座の通帳の写し * 口座番号、カタカナ口座名義人の確認できるページ	○	○
⑥依頼書(HP 掲載) * 申請者と口座名義人が異なる場合に提出。	希望者のみ	希望者のみ
⑦(様式6)委任状(HP 掲載) * 学校取扱金が未納で、その分の代理受領を開邦高校に委任する場合に提出。	希望者のみ	希望者のみ

○問い合わせ先

開邦高校事務室 担当者 村吉・崎原 TEL:098-889-1715 (受付時間 9:00~17:00)

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

令和7年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月2日以降の家計急変の場合は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (2) 家計急変により保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税世帯相当になっている。
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)。

○支給額(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
家計急変により非課税相当と見込まれる世帯	通信制課程以外の課程に在籍	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は申請の月の翌月からの月割額になります。

※一部前倒し給付を受けた場合は、一部前倒し給付金を差し引いた金額が支給額となります。

○提出書類

※鉛筆、消えるペン、修正液等の使用は不可です。

提出書類	非課税世帯
①(様1)高校生等奨学のための給付金(家計急変)受給申請書(希望者へ渡します)	○
②親権者全員の令和7年度(所得)課税証明書(市役所で取得)	○
③債権・債務者登録申出書(HP 掲載)	○
④振込先口座の通帳の写し *口座番号、カタカナ口座名義人の確認できるページ	○
⑤依頼書(HP 掲載) *申請者と口座名義人が異なる場合に提出。	希望者のみ
⑥(様式6)委任状(掲載) *学校取扱金が未納で、その分の代理受領を開邦高校に委任する場合に提出。	希望者のみ

⑦保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

- *【離職の場合】離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
- *【死別・離婚の場合】戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑧家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

- *全項目が記載されている所得課税証明書の写し(家計急変前)
- *会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)
- *税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)

⑨保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

- *扶養親族分の健康保険証(資格確認書)の写し、扶養親族の記載がある所得課税証明書等

○留意事項

- ※ 災害等に起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象になりません。
- ※ 生活保護の生業扶助の受給者は家計急変の対象になりません。
- ※ 状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

※消えるペン(フリクション等)の使用は不可です。
※訂正する場合は、二重線で消して余白に記入してください。
(修正液等の使用は不可です)

認定番号※
学校担当者記入

就学支援金・学び直し支援金・専攻科支援金

※本庁記入欄
☐生活保護
☐第1子
☐第2子以降

令和 7 年 7 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学のための給付金受給申請
(返還不要)

申請日は7月1日以降となります

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

※該当する□にレ点をつけてください。

- ① ☒ 課税証明書・生活保護法の規定による生業扶助受給証明書を提出します。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	申請者住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2
申請者氏名	琉球 マツ	(電話番号)	098 - 866 - 2711
高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 高校生等本人 ☐ その他 ()		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	おきなわ でいご	生年月日	昭和 21 年 4 月 20 日
生徒氏名	沖縄 梯梧		
在学する学校	名称 沖縄県立 教育支援高等 学校 全日制 課程 ○○○ 学科		
	所在地 沖縄県那覇市寄宮1-2-16		
	在学期間 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 在学中 学年 1 年 在学中に給付金を受給した回数 0 回		

【過去の高等学校等における在学期間】

学校名	立 高等学校 制課程	わからない場合は空白にしてください。
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
学校名	立 高等学校 制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	回

様式1-2

(1)【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	7月1日現在、生活保護を受給しています。 ☐ 生業扶助を受給しています。 →受給していることがわかる証明書を添付ください。（2）以下は記載の必要はありません。 ☐ 生活保護を受給していますが、生業扶助は受給していません。 →（2）以下を記載してください。
②	☒ 7月1日現在、生活保護を受給していません。→（2）以下を記載してください。

(2)【保護者等の収入の状況について】次の者の課税証明書等を提出します。
（該当する□にレ点を 1つだけ 付けてください。）

① 親権者（両親）2名分	
☐	高校生等が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
② 親権者1名分	
☐	親権者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※親権者が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。
☒	離婚、死別等により親権者が1名の場合 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合
未成年後見人（ ）名分	
☐	③ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分	
☐	高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点で生計を維持する者に変更がない場合
高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 （※）に該当する場合は扶養誓約書を添付して下さい。	
☐	主たる生計維持者の1名が、日本国内に住所を有したことがない場合 ※主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に住所を有していない場合、課税額の確認ができないため、給付対象外となります。
☐	⑤ 高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※） 入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合（※） 高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合又は成人後に主たる生計維持者が1人になった場合 高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※）等
高校生等本人	
☐	⑥ 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である場合
☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(4)【保護者等について】
課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	りゅうきゅう まつ	高校生等との続柄
氏名	琉球 マツ	母

ふりがな		高校生等との続柄
氏名		

債権・債務者登録申出書(新規・変更・追加)【記載例】

1枚目

- ・この申出書は、沖縄県から支払を受ける方又は沖縄県に納付をする方の情報を沖縄県財務会計システムに登録するために使用します。
- ・該当する項目に☑をお願いします。
- ・本件に関するお問い合わせは、提出の依頼元の部署へお願いします。
- ・口座情報を記入する場合は、通帳の写しも添付してください。(表紙及び中面のカナ書)

住所 電話番号	〒	900-0021	電話番号	090-1234-5678	
沖縄県那覇市泉崎1-2-2					
法人名	フリガナ) XXXXXXXXXX				※個人の場合は空欄。 個人事業主は屋号を 記入する。
氏名 (保護者)	フリガナ) リュウキュウ マツ				※法人の場合は代表 者の役職名を、個人事 業主の場合は氏名を 記入する。
	琉球 マツ				

この枠内は、 口座振替払を受ける 場合にご記入ください。	用途区分 (1つ選択)	☒ 通常 ☐ 工事前金払用 ☐ 資金前渡用										新規 変更 追加		
	口座情報	金融機関 /支店	琉球			☒ 銀行 ☐ 農協 ☐ 労金	松尾		支店 出張所	☒				
		預金種別	☒ 普通預金 ☐ 当座預金 ☐ 別段預金								☐			
		口座番号	0	0	0	5	4	3	2	※右詰とし、左の空白には0を 記載してください。			☐	
		口座名義	※通帳中面の記載(カタカナ又はアルファベット)のとおりに記入してください。濁音は一字とし ます。											
			リ	ュ	ウ	キ	ュ	ウ		カ	イ		ト	
通帳写し	☒ 通帳の写し(表紙及び中面のカタカナ書)を添付した。													

留意事項	・最終使用年から5年度を経過したとき又は業務の性質等により、再度の提出をお願いする 場合がございますのをご承ください。 ・沖縄県財務会計システムから発行する納付書等は、お名前がカタカナで印字される場合があ りますのでご承ください。	
上記のとおり申し出ます。		
令和 7 年 4 月 25 日		
沖縄県知事 殿		
申出者		
《生徒年組番》	法人名	※個人の場合は空欄。個人事業主は屋号を記入する。
1 年 0 組 0 番		
《生徒氏名》	氏名 (保護者)	※法人の場合は代表者の職・氏名を記入すること。
沖縄 梯梧	琉球 マツ	
	法人名	
	担当者職・氏 名	担当者 連絡先

沖縄県使用欄		当申請書の2枚目の有無 ☐ 有 ☒ 無	
受領所属	沖縄県立開邦高等学校	☒ 一般債権債務者 ☐ 公共団体	☐ 職指定の資金前渡職員
入力所属	同上	☐ 特定債権債務者 ☐ 非常勤(会計年度任用職員)	☐ 一時債権者

※申請者と口座名義人が異なる場合は、この依頼書を提出して下さい

令和 7 年 月 日

沖縄県知事 殿

依頼書

依頼者（申請者）氏名

琉球 マツ

印

私が受ける、令和7年度高等学校等奨学のための給付金については、下記への支払いをお願いします。

併せて、別添のとおり債権・債務者登録申請書を提出します。

1. 支払先

生徒との関係

琉球 海人 (義理の父)

2. 支払口座等

別添債権・債務者登録申請書のとおり

なお、給付決定時点で学校取扱金に未納があり、申請者が様式6「委任状」を提出済みの場合は、「委任状」の内容に同意します。